

地方独立行政法人 りんくう総合医療センター 寄附金等受入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人りんくう総合医療センター（以下「法人」という）における寄附金の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「寄附金」とは、「法人の業務」（地方独立行政法人法 第21条に規定）に資する目的で寄附される金品であり、次に掲げるものをいう。

- (1) 臨床研究のために寄附される金品
- (2) 医療のために寄附される金品
- (3) 法人の施設又は設備の整備のために寄附される金品
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法人の運営のために寄附される金品。

(受入れの制限)

第3条 寄附金のうち、次の各号に該当するものはこれを受け入れることができない。

- (1) 法人の業務と認められないものに対する寄附金。
- (2) 法人への不利益や負担をともなう、以下のような条件が付された寄附金
 - ア 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
 - イ 寄附金による臨床研究の結果得られた知的財産権やそれに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
 - ウ 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
 - エ 寄附金の申し出の後、寄附者がその意志によって寄附の全部又は一部を取り消すこと。
 - オ 寄附金の受け入れによって、法人の財政に著しく負担が伴うもの。
 - カ その他理事長が法人の業務上支障があると認める条件。
- (3) 寄附金の受け入れに際しては、寄附の目的に従いその用途を特定するものとする。

(寄附の申出)

第4条 寄附の申出をしようとする者は、寄附申出書（第1号様式）を理事長に提出するものとする。第2条第1号にかかる寄附の申出の場合は、学術研究を目的とする寄附申出書（第2号様式）を理事長に提出するものとする。

(受入れの決定)

第5条 理事長は寄附の申出があったときは、法人の業務上有意義であり、かつ本来の法人の業務に支障がないと認められるものについて、寄附金の受入れを決定するものとする。

(寄附金の受領)

第6条 理事長は、寄附金を受領したときは、寄附者に対し寄附金受領書（第3号様式）を送付するものとする。ただし、寄附が物品等である場合は寄附受領書（第4号様式）を送付するものとする。

- 2 寄附金が目的を指定したものである場合は、寄附金別金銭受払簿（第5号様式）を備え、その受払いを記録するものとする。
- 3 寄附金等が目的を指定しないものである場合は、法人は当該寄附金等を法人の業務運営の費用として使用するものとする。
- 4 寄附金は専用の銀行口座を設けて管理するものとする。

(管理費の控除)

第7条 法人は、納入された寄附金が第6条2項にかかるものである場合は、寄附金の額の20%の管理費を徴収するものとする。

(寄附の使用)

第8条 寄附金品は、寄附の目的に従い適切に使用しなければならない。

(寄附者への報告)

第9条 寄附者が寄附金を使用した研究の終了に伴い、報告の提出を求める場合は、概ね1カ月以内に研究結果概要報告書（第6号様式）により、寄附者へ報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月5日から施行する。

寄 附 申 出 書

平成 年 月 日

地方独立行政法人
りんくう総合医療センター理事長 殿

住所
団体名・氏名
電話番号

地方独立行政法人りんくう総合医療センター寄附金等受入規程の内容を了知の
うえ、下記のとおり寄附を行いたいのので申し出いたします。

記

1. 寄附金額等

寄附金額 金 _____ 円

物件名 (名称、数量) _____

2. 寄附の目的 (いずれかに○を付けてください)

- (1) 医療のための寄附
- (2) 施設又は設備のための寄附
- (3) 地方独立行政法人りんくう総合医療センター運営のための寄附
- (4) その他

[_____]

学術研究を目的とする寄附申出書

平成 年 月 日

地方独立行政法人
りんくう総合医療センター理事長 殿

住所
団体名・氏名
電話番号

地方独立行政法人りんくう総合医療センター寄附金等受入規程の内容を了知の
うえ、下記のとおり寄附を行いたいので申し出いたします。

記

1. 寄附金額等

寄附金額 金 _____ 円

物件名（名称、数量） _____

2. 研究責任者

氏名 _____

3. 研究期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日

4. 研究テーマ

5. 研究結果概要報告書の要否

要 ・ 否